

統計法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二（第四条関係）

別表第二（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
一〇八（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
一〇八（略）	（略）	（略）
九 国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却について基礎的事項を全	調査票の配布、取集、審査等に関する事務	一 調査票の配布の補助に関する事務 二 調査票（土地及び建物の所有及び利用の調査であつて、会社以外の法人のうち都道府県知事が調査票を取集すべきものとして国土交通省令で定めるものの調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の取集に関する事務 三 調査票の審査に関する事務 四 調査票への必要な事項の記入に関する事務 五 国土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 六 調査の広報に関する事務 七 国土交通大臣に対する調査に関する

<p>国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計</p>
<p>事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 八 国土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>